



で入院する場合とでは負担額に差が出ます。また、入院中の食費や差額ベッド代等は、医療保険の枠外です。別に支払う必要があります。

**2 介護に月額約四万円**  
 介護保険では、利用者が、利用したサービスの金額の1割を自己負担します。例えば、要介護5の方が、在宅のサービスを受けることが出来る上限金額（目安）は、三十五万八千三百円です。自己負担額は、三万五千八百三十円になります。

この介護サービス費の世帯合計の負担額が、月単位で一定の額を超えた場合に、超えた額が払戻される制度があり、その限度額は、三万七千二百円になっています。

したがって、介護には月額で約四万円準備しておけば公的介護保険制度のサービスを受けることが出来るのです。（これを「高額介護サービス費制度」と言います。）

費制度」と言います。範囲を超えれば、費用の対象外です。別に支払う必要はありません。

**3 年齢約六十万円**  
 高齢者世帯では、医療や介護費用が同時に発生する可能性が高いと思われ、なせ、一年間（毎年八月一日）翌年七月三十一日）に医療保険と介護保険で負担した合算額が一定の限度額を超えると、その超えた額が払い戻されます。その額は、適用を受ければ、七十五歳以上の方がおられる世帯の間の自己負担額は、五十万六千円となり、これを超える額が払い戻されます。

したがって、医療と介護の費用として年齢で約六十万円を準備しておけばよいこととなります。（これを「高額介護サービス費制度」と言います。）

れを「高額医療・高額介護合算療養費制度」と言います。）

如何でしょうか、医療と介護の費用として準備しておくべき資金の目安を、ご理解いただきたく、ようか。

（会員 辻 章嗣）

表Ⅱ 高額医療・高額介護合算療養費

適用される医療制度	世帯内で適用を受ける方の年齢	所得区分一般の合算療養費
後期高齢者医療制度	75歳以上	56万円
被用者保険 又は 国民健康保険	70～74歳	※56万円
	70歳未満	67万円

※医療費が1割負担になると62万円になります。  
 出典：厚生労働省HPを参考に作成